

動薬協会発 66 号  
平成 29 年 5 月 29 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について（通知）

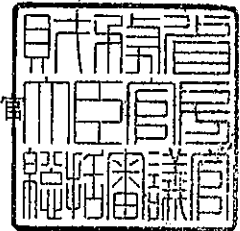
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり農林水産省技術総括審議官通知（29政第 120 号）に関連する連名通知がありましたので、お知らせします。

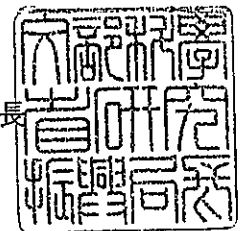
財 総 第 6 8 号  
2 9 文 科 振 第 5 8 号  
医 政 発 0 5 1 8 第 1 号  
2 9 政 第 1 2 0 号  
2 0 1 7 0 5 0 1 情 局 第 1 号  
環 自 計 発 第 2 0 1 7 0 5 1 8 2 号  
平 成 2 9 年 5 月 1 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
関 係 独 立 行 政 法 人 の 長 殿  
各 国 公 立 私 立 大 学 長 殿  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿  
関 係 各 団 体 の 長 殿

財務省大臣官房総括審議官

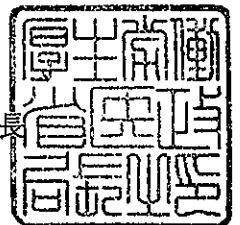


文部科学省研究振興局長



(印影印刷)

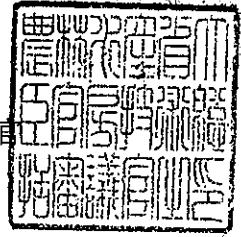
厚生労働省医政局長



(印影印刷)



農林水産省技術総括審議官

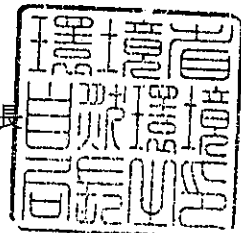


経済産業省商務情報政策局長



(印影印刷)

環境省自然環境局長



(印影印刷)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針の施行について（通知）

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「指針」という。）については、平成29年5月18日付けで公布され、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書（以下「議定書」という。）が我が国について効力を有する日から施行されることとなった。

指針の趣旨は次のとおりであるので、御了知の上、貴機関、貴団体又は管下の関係者に対し周知方よろしく願います。

## 記

### 第1 指針の制定の趣旨

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的の一つとし、各国が自国内の遺伝資源の取得の機会につき定める主権的権利を有することを踏まえ、条約締約国に対して、遺伝資源の取得の機会について「情報に基づく事前の同意(Prior Informed Consent (以下「PIC」という。))」及び遺伝資源の提供者と取得者との間で「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms (以下「MAT」という。))」によることを求めている（条約第15条）。また、遺伝資源の提供国となる条約締約国は、他の条約締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力することとされている（条約第15条2）。これらは、条約が平成5年12月に発効（我が国は平成5年5月に締結）して以来、我が国を含む条約締結国において適用されているところである。

議定書は、条約に基づく遺伝資源の取得の機会及び利益の配分（Access and Benefit-Sharing (以下「ABS」という。))をより着実に行うために、議定書締約国がとるべき手続を明確化することを目指すものである。これにより、遺伝資源の取得者による提供国法令の遵守を図り、取得した遺伝資源の利用から生ずる利益配分を確実にを行い、それによるさらなる遺伝資源の取得を促進するといった好循環の拡大を通じ、遺伝資源の活用を一層促進しつつ、生物多様性の保全等に貢献する意義を有する。

議定書は、平成22年10月に採択、我が国は平成23年5月に署名、平成26年に発効されているところ、今般、平成29年5月10日に第193回国会において承認されたことに伴い、その国内担保措置として本指針を公布するものである。

本指針は、提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充てる等のABSの奨励に関する措置を講ずることにより、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、我が国国内における遺伝資源に係る研究開発の推進、及び、提供国法令違反として訴訟提起されるリスクの低減に資するものであり、もって、提供国から我が国に持ち込まれた遺伝資源の適切な利用を促進するものである。

なお、我が国以外の国において遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取得する場合には、本指針の遵守とは別途、当該国の法令を遵守する必要がある旨留意されたい。

### 第2 定義について（指針第1章第2関係）

#### (1) 遺伝資源

「遺伝の機能的な単位」とは、遺伝形質を規定する因子であって、形質に係る

遺伝情報を世代を通じて受け継ぐ機能を有するものを意味し、具体的には遺伝子（生物の個々の遺伝形質を発現させる元になるデオキシリボ核酸（DNA）及びリボ核酸（RNA）の分子の特定の領域）を指す。

「植物、動物、微生物その他に由来する素材」の「その他」とは、ウイルス及びウイロイドを含めた全ての生物を含むものである。

(2) 遺伝資源の利用

「遺伝資源の遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発」とは、製品開発等に至らない遺伝資源の遺伝的又は生化学的構成に関する研究も含むものである。

(3) 遺伝資源に関連する伝統的な知識

「先住民の社会及び地域社会」とは、ある国において、他の国民と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別でき、かつその国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会及びそれに類する社会をいい、我が国においてはアイヌ社会が該当する。

第3 指針の適用範囲について（指針第1章第3関係）

1. 議定書適用外遺伝資源等

(1) 核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報

「遺伝資源」とは、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有する素材」をいうところ、「核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報」は、「植物、動物、微生物その他に由来する素材」に該当しない。

(2) 人工合成核酸

生物から取り出されたものではなく、人工的に合成された核酸（生物から取り出された断片を含まないものに限る。）については、「植物、動物、微生物その他に由来する素材」に該当しない。

(3) 遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物

議定書第2条に規定する派生物のうち、遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物は、遺伝資源に該当しない。なお、遺伝資源を提供国から取得し、我が国における研究及び開発の過程で遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物を抽出し、製品等を開発する場合、当該遺伝資源の取得の際にPICを取得しMATを設定することは議定書の適用範囲内であり、その利益配分は提供者と取得者のMATの対象となり得る。

(4) ヒトの遺伝資源

ヒトの細胞、遺伝子等のヒトの遺伝資源については、条約の対象外である。

(5) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書が日本国

について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの

条約は、別段の意図が条約自体から明らかである場合等を除き、条約の効力が当事国について生ずる日前に行われた行為、生じた事実又は消滅した事態に関し、当該当事国を拘束しないこととされている（条約法に関するウィーン条約第 28 条）。このため、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識については、議定書の適用範囲外となる。

(6) 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの

一般流通商品の貿易を目的として取得された生物資源は、一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている生物資源であって遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたものに該当するため、議定書の適用範囲外となる。

「生物資源」とは、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素を含むものをいう。これは、遺伝の機能的単位を有するか否かという観点とは異なる観点から捉えた資源であり、遺伝資源より広い概念である。例えば、貿易を目的として取得される一般流通商品は、遺伝資源ではないが生物資源である。

## 2. 議定書適用外遺伝資源利用

(1) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるもの

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下「ITPGR」という。）は、議定書第 4 条 4 の「取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書」に該当する。このため、ITPGR に基づき、生物多様性条約及び議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合、ITPGR 第 10 条に基づく多数国間の制度の対象である ITPGR 附属書 I に掲げる作物その他の農林水産省及び環境省が別途定める食料及び農業のための植物遺伝資源の利用については、指針を適用しない。

(2) その他の議定書適用外遺伝資源利用

① パンデミックインフルエンザ事前対策枠組みが適用されるもの

パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（以下「PIPF」という。）は、議定書第 4 条 4 の「取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書」に該当する。このため、PIPF に基づき、生物多様性条約及び議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合、PIPF の対象となる遺伝資源その他の厚生労働省及び環境省が別途定める遺伝資源の利用については、この指針を適用しない。

② 次に掲げる行為については、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する

研究及び開発に該当しないものであり、議定書の適用範囲外である。

イ 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない培養、飼育又は栽培

例えば、次に掲げる培養、飼育又は栽培については、遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わないものであって、議定書の適用範囲外である。

- (イ) 動物を愛玩用に飼育すること
  - (ロ) 酵母菌をそのまま酒造やパン製造に使用すること
  - (ハ) 植物を株分け、挿し木、実生等により増やし苗又は収穫物を販売すること
- (ニ) 新品種の開発等の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見の創造を目的とせずに通常の営農行為として品種間の交雑を行うこと

ロ 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない製品の製造

例えば、次に掲げる製品の製造については、遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わないものであって、議定書の適用範囲外である。

- (イ) 生物資源の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見の創造を伴わず、当該生物資源を原材料として用いて製品を製造すること
  - (ロ) 既に成分又は製法が明らかになっている漢方薬の原材料を輸入して、既承認若しくは文献等において既知の漢方処方又は加減処方を製造すること（一般的に商取引されている生薬を用いた生薬製剤（漢方薬に該当しない生薬含有製剤をいう。）を製造することを含む。）
  - (ハ) 当該生物の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな機能等について研究することなく、生物資源から抽出したエキス等の抽出物又は生物資源の粉末を、医薬品、化粧品、食品等に配合すること
- (ニ) 季節性インフルエンザウイルス株を原料として輸入し、生物資源の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見を創造することなく、ワクチン製造に使用すること

ハ 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない検査、研究、分析及び教育活動

例えば、次に掲げる検査、研究、分析及び教育活動については、遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わないものであって、議定書の適用範囲外である。

- (イ) 既に開発されている遺伝子検査手法を用いて特定の形質と遺伝子の関係を調べること
- (ロ) 動植物等の生態を観察して、遺伝的又は生化学的構成な研究又は開発を伴わずに新たな知見を得ること

- (ハ) 既に遺伝子解析がなされている生物につき、遺伝子解析を行うこと
  - (ニ) 既知の昆虫の標本を作製すること
  - (ホ) 生物に含まれている既知の成分が確実に含まれていることを確認するために分析すること
- ニ 検定、比較、遺伝子複製等のための生物の使用又は安全性試験等のための実験動物等の使用
- 例えば、次に掲げる研究及び開発の手段又は媒体として遺伝資源を用いる行為については、当該資源に関する遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発そのものではなく、議定書の適用範囲外である。
- (イ) 大腸菌等の微生物を検定菌として利用すること
  - (ロ) 大腸菌等の微生物を、遺伝子組換え技術において、目的遺伝子を複製又は導入する若しくは目的のタンパク質を生産する場合の宿主として利用すること
  - (ハ) 動植物を、医薬品、食料等の安全性試験等に用いること

#### 第4 提供国法令の遵守の促進に関する措置について（指針第2章関係）

##### 1. 遺伝資源に係る報告

###### (1) 取得者による報告

議定書第5条、第15条等に基づき、遺伝資源を他の締約国において取得するに当たっては提供国法令を遵守してPICの取得及びMATの設定を行うことを促進する必要があることを踏まえ、取得者に対し、取得した遺伝資源に係る提供国の国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された場合の報告制度を設けることとした。これにより、取得時に提供国法令を遵守してPICの取得及びMATの設定を行う必要性の認識を高め、また、当該報告内容を国際クリアリングハウスへ提供及び環境省ウェブサイトへ掲載することで、提供国からの信頼獲得による取得の円滑化、国内利用者からの信頼獲得を通じた遺伝資源需要の増加等の適法な取得を促進するものである。

提供国法令が適用される遺伝資源（議定書適用外遺伝資源等を除く。）を取得して我が国に輸入した者（以下「取得者」という。）とは、遺伝資源を提供国内において提供者から取得し、かつ、当該遺伝資源の取得について提供国法令に基づく許可証等が発給された者であって、当該遺伝資源を我が国に輸入した者をいう。

複数の遺伝資源を取得する取得者は、その報告期限の範囲において報告を一括して行うことができるものとする。この場合において、様式の各項目に記載すべき事項については、それらの全てが明示された別の書面により提出することができる（(2)及び(3)において同じ。）。



ただし、次のいずれかの場合に該当する場合には、報告する必要は無いものとする。

① 許可証等に基づく報告をした場合

国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載されるまでには取得時点から時間を要することも考えられることから、その掲載前であっても、取得者は、提供国の許可証又はこれに相当するもの（以下「許可証等」という。）の情報を記載した報告書を環境大臣に報告することができることとする。

許可証に相当するものとは、許可証以外で、議定書第6条3(e)に基づき、PICの取得及びMATの設定を証明するものとして提供国から発給されたものとする。報告に添付する許可証等の写しとは、許可された事実を示す許可証等に類する書類を含むものとする。

② 国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合

提供国が許可証等を発給した日から一年を経過しても当該許可証等に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合は、取得者の負担を軽減する観点から、報告する必要は無いものとする。ただし、任意で①の許可証等に基づく報告を行うこと又は一年経過以降に国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された場合に任意で(1)の取得者による報告を行うことは妨げない。

(2) 人の健康に係る緊急事態

議定書第8条(b)に定める特別の考慮事項を踏まえ、次に掲げる人の健康に係る緊急事態における遺伝資源の取得については、特例を設けるものである。

① 国際保健規則が定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態に対処するために遺伝資源を取得する場合及び緊急事態の収束として認められる条件については、それぞれ次のとおりとする。

イ 国際保健規則が定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態とは、次に掲げる場合をいう。

(イ) 国際保健規則第12条に基づき第1条1に規定する国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態が発生していると世界保健機関により認定された場合

(ロ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合

ロ 緊急事態の収束として認められる条件とは、次に掲げる場合に該当することをいう。

(イ) 国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態の終結が世界保健機関により決定された場合

(ロ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた場合

② 緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合（①イに該当する場合を除く。）をいう。

(3) 輸入者等による自主的な報告

遺伝資源の輸入者（取得者を除く。）又は我が国において当該遺伝資源を譲り受けた者（取得者及び輸入者を除く。）については、任意で取得者と同様に環境大臣に報告することができることとする。当該報告内容を国際クリアリングハウスへ掲載することで国内利用者からの信頼獲得を通じた遺伝資源取引需要の増加等を通じ、適法な取得を促進する。

輸入者とは、提供国法令に基づく許可証等が発給された者又はその譲受人から譲り受けて遺伝資源を我が国国内に輸入した者をいう。

許可証に相当するものの定義及び報告に添付する許可証等の写しの定義については、(1) ①に同じとする。

2. 遺伝資源に関連する伝統的知識に係る報告

議定書第 16 条を踏まえ、遺伝資源に関連する伝統的知識を他の締約国において取得するに当たっては提供国法令を遵守して PIC の取得及び MAT の設定を行うことを促進する必要があるところ、遺伝資源に関連する伝統的知識は通常はその元となる遺伝資源の取得と併せて利用されることが想定されることから、1 の報告をする者のうち併せて遺伝資源に関連する伝統的知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、遺伝資源に関連する伝統的知識の取得についても併せて報告するものとする。遺伝資源について取得はせず伝統的知識のみを取得する場合及び提供国法令が適用されない遺伝資源を取得する場合は、報告の対象外である。

第 5 遺伝資源の利用に関する情報の提供の求め（指針第 2 章第 5 関係）

議定書第 17 条 1 (a) に基づき、遺伝資源の利用のモニタリングをし、遺伝資源の利用について透明性を高めるとともに、重点的かつ効率的に提供国法令の遵守に係る普及啓発を行う必要がある。このため、環境大臣は、指針第 2 章第 1 の 1 の報告において、自ら遺伝資源を利用する旨報告した者について、その報告から概ね 5 年後に、必要に応じて遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求めるものとする。

第 6 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する奨励について（指針第 3 章関係）

## 1. 公正かつ衡平な利益配分

我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者、我が国に存する遺伝資源を利用する者又は提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する者（以下「遺伝資源の提供者又は利用者」という。）は、当該利用から生ずる利益について配分を求められる場合には、MATに基づいて、当該配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該契約を締結するよう努めるものとする。

「公正」とは、虚偽によらず公明正大であること、「衡平」とは貢献度に応じた配分を行うことをいい、配分する「利益」とは、議定書附属書に定めるとおり、金銭的な利益に限られず、研究及び開発の成果の共有等の非金銭的な利益も含まれる。

具体的にどのような契約を締結するかは当事者間の判断に委ねられるが、契約に当たっては、指針第3章第4に基づき遺伝資源の利用に関連する業界等の団体がその業界等の実態に応じて作成する分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形を利用することが望ましい。

## 2. 遺伝資源の利用から生ずる利益の生物の多様性の保全及び持続可能な利用への充 当

議定書第9条を踏まえ、遺伝資源の提供者又は利用者は、遺伝資源の利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及び持続可能な利用に充てるよう努めるものとする。

具体的にどのように充てるかについては、当事者の判断に委ねられるが、例えば、認定特定公益信託であって自然環境の保全を信託目的とした基金への寄附等が考えられる。なお、認定特定公益信託に寄附した者に対しては寄附金控除等の税制上の優遇措置が講じられている。その他、生物多様性の保全に関する事業者等の取組事例について、「生物多様性民間参画ガイドライン」（2009年環境省自然環境局）を参照されたい。

## 3. 締結する契約における規定を通じた当該契約の実施に関する情報の共有

議定書第17条1（b）を踏まえ、遺伝資源の提供者又は利用者は、締結する契約において設定するMATに、諸条件の実施に関する報告の義務その他の情報の共有のための規定を含めるよう努めるものとする。

## 4. 契約の条項のひな形の作成等

議定書第19条を踏まえ、遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、各業界の実態を踏まえて、遺伝資源の利用のための取得に係る契約の分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形を作成及び更新するよう努めるものとする。また、当該団体は、その構成員等にこれらのひな形が利用されるよう周知等を行うよう努めるものとする。

## 5. 行動規範、指針及び最良の実例又は基準

議定書第 20 条を踏まえ、遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、各業界の実態を踏まえて、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準を作成及び更新するよう努めるものとする。また、当該団体は、その構成員等にこれらの行動規範等が利用されるよう周知等を行うよう努めるものとする。

#### 第 7 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供について（指針第 4 章関係）

議定書第 6 条第 1 ただし書に基づく別段の決定として、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、同条 1 に規定する我が国の PIC は必要としないものとする。なお、我が国の動植物の捕獲、採取等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）をはじめとする他の法令に基づく許可等が必要な場合がある旨留意されたい。

#### 第 8 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給について（指針第 5 章関係）

我が国に存する遺伝資源については、我が国以外の国に対して輸出等する場合において、我が国国内において取得されたことを示す書類が求められる場合があり得る。この場合において、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類の発給は、我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が的確かつ円滑に実施されることに資するものである。このため、独立行政法人その他の機関であって主務大臣が適当と認めるものが遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する場合にあっては、主務大臣は、当該機関に対して発給の手続に関する技術的な助言又は他国の制度等の情報の提供、関係省庁との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

指針第 5 章に規定する主務大臣が適当と認める機関とは、次の①から④までのいずれも満たすものをいう。

- ① 遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類の発給事務（以下「発給事務」という。）は、公共性・中立性の高い事務であることに鑑み、独立行政法人その他の機関であること。
- ② 遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する対象の遺伝資源について、専門的な知識を有し、かつ、一定の取扱い実績を有するものであること。
- ③ 発給事務を行う十分な体制を備えているものであること。
- ④ その他主務大臣が定める基準を満たす者であること。

発給事務を行おうとする機関の求めに応じ、主務大臣は、適当と認める場合はその旨を通知するものとする。

## 第9 主務大臣（指針第6章関係）

1. 指針第2章第3の1（1）及び（2）、第4の1並びに第5の1（2）及び2における主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣のうち、
  - ① 遺伝資源の利用をする者が独立行政法人又は大学に属する場合にあっては、当該法人を所管する大臣、
  - ② ①以外の場合にあっては、遺伝資源の利用をする者が行う事業を所管する大臣とする。
2. 指針第5章における主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣のうち、
  - ① 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給をする機関が独立行政法人又は大学に属する場合にあっては、当該法人を所管する大臣、
  - ② ①以外の場合にあっては、国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給を受けようとする者が行う事業を所管する大臣とする。

## 第10 施行期日（附則関係）について

指針は、議定書が我が国について効力を生ずる日（我が国が国連事務総長に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託後90日目の日）から施行することとする。

## 第11 見直し（附則関係）について

指針は、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しをすることとする。また、議定書第6条1に基づく我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令の整備の要否については、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、指針の施行期日から起算して5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上

## 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の概要について

平成 29 年 5 月  
環境省自然環境局

### 1. 制定の趣旨

平成 22 年 (2010 年) 10 月、我が国が議長国となった生物の多様性に関する条約 (以下「条約」という。) 第 10 回締約国会議 (COP10) において、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「議定書」という。) が採択され、我が国は平成 23 年 5 月に署名した。

議定書は、条約に基づく遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益の配分 (Access and Benefit-Sharing (ABS)) をより着実に行うため、締約国に対し以下を求めている。

#### ① 遺伝資源の利用国としての措置

- ・ 自国内で利用される遺伝資源に関し、ABS に関する提供国法令に従い情報に基づく事前の同意 (Prior Informed Consent (PIC)) が取得され、相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms (MAT)) が設定されるよう、立法上、行政上又は政策上の措置をとること (議定書第 15 条)。遺伝資源に関連する伝統的知識についても同様とすること (議定書第 16 条)。
- ・ 提供国法令の遵守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、透明性を高める措置をとること (議定書第 17 条)。

#### ② 遺伝資源の提供国としての措置

遺伝資源を提供する締約国において、その取得の機会の提供に係る PIC 制度の整備に必要な立法上、行政上又は政策上必要な措置をとること。ただし、別段の決定をする場合を除く (議定書第 6 条)。

今般、我が国は、議定書の担保措置として本指針を定めることとする。

### 2. 指針の概要

#### (1) 目的

ABS に関する措置を講ずることにより、議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

#### (2) 適用範囲

議定書適用外の遺伝資源等 (ヒトの遺伝資源等) 及び遺伝資源の利用 (食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるもの等) については、本指針の対象外とする。

#### (3) 提供国法令の遵守の促進に関する措置 (利用国措置)

##### ① 遺伝資源の適法取得に係る報告

- 取得者による報告：提供国法令が適用される遺伝資源の取得者は、議定書 17 条 2 に規定する国際遵守証明書が議定書 14 条 1 に規定する国際クリアリングハウスに掲載された場合、当該掲載日から 6 月以内に環境大臣に報告する。ただし、当該掲載前に許可証等を環境大臣に報告した場合又は許可証等の発給日から 1 年経過

しても国際遵守証明書が未掲載の場合はこの限りでない。また、輸入者等も同様に報告できる。

- 人の健康に係る緊急事態の報告：人の健康に係る緊急事態に対処するために遺伝資源を取得した場合、事態収束から6月以内に環境大臣に報告する。
- ② 国際クリアリングハウス  
環境大臣は、①により報告された情報を国際クリアリングハウス等に提供する。
- ③ 遺伝資源に関連する伝統的な知識  
遺伝資源の利用のため伝統的な知識を持ち込んだ者は①の報告で併せて報告する。
- ④ 報告の奨励  
環境大臣は、①又は③の報告をしなかった者に対し、報告を求める。環境大臣及び主務大臣は、必要と認めるときは、当該報告に関し指導及び助言を行う。
- ⑤ 提供国法令違反の申立てに係る協力  
他の締約国から提供国法令違反の申立てがあった場合、環境大臣は、必要と認められるときは、遺伝資源等の取扱い者に対し情報提供を求め、当該締約国に提供する。
- ⑥ 遺伝資源の利用関連情報の提供  
環境大臣は、①の報告を受けた日からおおむね5年経過後、必要に応じて、遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求め、国際クリアリングハウス等に提供する。環境大臣は、提供しなかった者に対し、再度提供を求める。環境大臣及び主務大臣は、必要と認めるときは、指導及び助言を行う。

#### (4) ABS に関する奨励

国内の遺伝資源を提供若しくは利用する者又は提供国法令が適用される遺伝資源等を利用する者は、その利用から生ずる利益の配分が公正かつ衡平となる契約を締結し、その利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用に充て、契約において設定する相互に合意する条件に情報共有規定を含めるよう努める。

遺伝資源利用関連業界等の団体は、契約条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例又は基準を作成するよう努める。

#### (5) 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供（提供国措置）

我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、我が国の PIC は必要としない。

#### (6) その他

- ① 我が国に存する遺伝資源の ABS が的確かつ円滑に実施されるよう、主務大臣は、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する機関に対し、技術的助言等を行う。
- ② 主務大臣を定める。
- ③ 本指針は社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

### 3 今後の予定

公 布：平成29年5月18日

施 行：議定書が日本国について効力を有する日（平成29年8月下旬）

なお、本指針は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣による共同告示とする。

財務省、文部科学省、  
○厚生労働省、農林水産省、告示第一号  
経済産業省、環境省

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を次のように定める。

平成二十九年五月十八日

財務大臣	麻生	太郎
文部科学大臣	松野	博一
厚生労働大臣	塩崎	恭久
農林水産大臣	山本	有二
経済産業大臣	世耕	弘成
環境大臣	山本	公一

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針

## 第1章 総則

### 第1 目的

この指針は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を講ずることにより、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを目的とする。

### 第2 定義

この指針において、次の(1)から(8)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(8)までに定めるところによる。

- (1) 遺伝資源 遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。
- (2) 遺伝資源の利用 遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう。
- (3) 遺伝資源に関連する伝統的な知識 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連するものをいう。
- (4) 国際クリアリングハウス 議定書第14条1に規定する情報交換センターをいう。
- (5) 提供国 議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を提供する国をいう。
- (6) 提供国法令 議定書第15条1又は第16条1に規定する提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する法令であって、議定書第14条2(a)の規定により国際クリアリングハウスに提供されたものをいう。
- (7) 許可証等 議定書第6条3(e)の規定により発給された許可証又はこれに相当するものをいう。
- (8) 国際遵守証明書 議定書第17条2に規定する国際的に認められた遵守の証明書として国際クリアリングハウスに提供された許可証等をいう。

### 第3 適用範囲

#### 1 議定書適用外遺伝資源等

この指針は、次に掲げるものその他の議定書適用外遺伝資源等（議定書の適用される遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当しないものをいう。以下



同じ。)については、適用しない。

- (1) 核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報（遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当するものを除く。）
- (2) 人工合成核酸（生物から取り出された断片を含まないものに限る。）
- (3) 遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物
- (4) ヒトの遺伝資源
- (5) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの
- (6) 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせず購入されたもの

## 2 議定書適用外遺伝資源利用

この指針は、遺伝資源の利用であって食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるものその他の議定書適用外遺伝資源利用（議定書の適用される遺伝資源の利用に該当しない行為をいう。）については、適用しない。

## 第2章 提供国法令の遵守の促進に関する措置

### 第1 遺伝資源の適法な取得に係る報告

#### 1 取得者による報告

提供国法令が適用される遺伝資源（議定書適用外遺伝資源等を除く。以下同じ。）を取得して我が国に輸入した者（以下「取得者」という。）は、当該遺伝資源に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された場合には、当該掲載がなされた日から六月以内に、適法に取得したことを証する情報として当該国際遵守証明書の固有の識別記号を記載した様式第1の報告書に当該国際遵守証明書の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ。）を添えて環境大臣に報告するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(1) 取得者が、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に、当該国際遵守証明書の固有の識別記号に代わる提供国法令が適用される遺伝資源を適法に取得したことを証する情報として、次に掲げる事項を記載した様式第2の報告書に許可証等の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ。）を添えて環境大臣に報告した場合

- ① 提供国
- ② 許可証等の発給機関
- ③ 許可証等の発給日
- ④ 許可証等の有効期限
- ⑤ 提供者
- ⑥ 遺伝資源
- ⑦ 提供者と相互に合意する条件の設定の有無
- ⑧ 商業的な利用又は非商業的な利用の別

(2) 許可証等の発給日から一年を経過しても当該許可証等に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合

#### 2 人の健康に係る緊急事態

(1) 1の規定は、国際保健規則で定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態に対処するための遺伝資源の取得については、適用しない。この場合において、その取得者は、緊急事態の収束として認められる条件を満たした日から六月以内に、様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、環境大臣に報告するものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難

な場合にあつては、当該事態に対処するための遺伝資源を取得した日から一年以内に、様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて環境大臣に報告するものとする。

### 3 輸入者等による報告

提供国法令が適用される遺伝資源を他人から譲り受けて国内に輸入した者（取得者を除く。以下「輸入者」という。）又は我が国において当該遺伝資源を譲り受けた者（取得者及び輸入者を除く。）は、当該遺伝資源が適法に取得されたことを証する情報として国際遵守証明書の固有の識別記号を保有している場合にあつては当該記号を記載した様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に固有の識別記号に代わる適法に取得したことを証する情報を保有する場合にあつては様式第2の報告書に許可証等の写しを添えて、これを環境大臣に報告することができるものとする。

### 4 環境大臣による国際クリアリングハウスへの情報の提供

(1) 環境大臣は、1から3までのいずれかの規定に基づき様式第1により報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、報告をした者に係る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定するものとする。

(2) 環境大臣は、1又は3の規定に基づき様式第2により報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。

### 5 環境大臣による情報の周知

(1) 環境大臣は、1から3までのいずれかの規定に基づき報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。

(2) 環境大臣は、(1)に定める情報のほか、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。

## 第2 遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得に係る報告

第1の1から3までのいずれかの規定に基づく報告をする者のうち、当該報告の対象となる遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として、提供国法令が適用される遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、当該報告に当たって、様式第1又は様式第2の報告書に遺伝資源に関連する伝統的な知識を適法に取得した旨を記載し、併せて報告するものとする。ただし、第1の1(2)の場合には、この限りでない。

## 第3 報告の奨励

### 1 報告に係る指導及び助言

(1) 環境大臣は、第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対し、それぞれ第1の1又は2に定める報告を求めるものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、必要があると認めるときは、取得者に対し、当該報告に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(2) 環境大臣は、第2に定める持ち込んだ者であつて第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対し、第2に定める報告を求めるものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、必要があると認めるときは、当該持ち込んだ者に対し、当該報告に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

### 2 国際遵守証明書の固有の識別記号の公表

環境大臣は、取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書については、当該国際遵守証明書の固有の識別記号を公表し、報告を奨励するものとする。

## 第4 提供国法令の違反の申立てに係る協力

- 1 議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合において、環境大臣は、必要があると認めるときは、議定書により締約国が協力の義務を負うものとして定められた範囲内において、当該申立てのあった事案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する者その他の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得、輸入、利用その他の取扱いに関する提供国法令の違反についての情報の提供を求めるものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、必要があると認めるときは、当該遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する情報の提供に関し必要な指導及び助言を行うものとする。
- 2 環境大臣は、必要があると認めるときは、1により得られた情報を、議定書第13条1に基づき指定した中央連絡先等を通じ、申立てをした議定書の我が国以外の締約国に提供するものとする。

#### 第5 遺伝資源利用関連情報の提供の求め等

##### 1 遺伝資源利用関連情報の提供の求め

- (1) 環境大臣は、議定書第17条1(a)に規定する確認のための機関として、必要があると認めるときは、第1の1に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した者に対し、当該報告を受けた日から起算しておおむね五年を経過した後に、様式第3による遺伝資源の利用に関連する情報（以下「遺伝資源利用関連情報」という。）の提供を求めるものとする。
- (2) 環境大臣は、(1)の求めにもかかわらず遺伝資源利用関連情報を提供しなかった者に対し、その提供を再度求めるものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、必要があると認めるときは、当該遺伝資源利用関連情報を提供しなかった者に対し、当該提供に関し必要な指導及び助言を行うものとする。
- (3) (1)の遺伝資源利用関連情報の提供を求められたか否かにかかわらず、遺伝資源を利用する者であって提供国法令を遵守して取得された遺伝資源の利用について周知を希望する者は、環境大臣に、様式第1又は様式第2及び様式第3による報告書により、遺伝資源を適法に取得したことを証する情報及び遺伝資源利用関連情報を報告することができるものとする。

##### 2 遺伝資源利用関連情報の活用

環境大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を、当該提供をした者の希望に応じて、国際クリアリングハウスに提供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、提供又は掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、当該情報を通じて把握した遺伝資源の利用実態に即し、提供国法令の遵守に係る啓発を重点的かつ効率的に行うものとする。

#### 第3章 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する奨励

##### 第1 公正かつ衡平な利益配分

- 1 我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者は、当該利用から生ずる利益について配分を求める場合には、当該配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該提供に係る契約を締結するよう努めるものとする。
- 2 我が国に存する遺伝資源を利用する者は、当該利用から生ずる利益について配分を求められる場合には、当該配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該利用のための取得に係る契約を締結するよう努めるものとする。
- 3 提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する者は、当該利用から生ずる利益について配分を求められる場

合には、当該配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該利用のための取得に係る契約を締結するよう努めるものとする。

## 第2 遺伝資源の利用から生ずる利益の生物の多様性の保全及び持続可能な利用への充 当

我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者、我が国に存する遺伝資源を利用する者及び提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源を利用する者は、当該利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及び持続可能な利用に充てるよう努めるものとする。

## 第3 締結する契約における規定を通じた当該契約の実施に関する情報共有

我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者、我が国に存する遺伝資源を利用する者及び提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源を利用する者は、締結する契約において設定する相互に合意する条件に、諸条件の実施に関する報告の義務その他の情報の共有のための規定を含めるよう努めるものとする。

## 第4 契約の条項のひな形の作成等

遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、その業界等の実態に応じて、遺伝資源の利用のための取得に係る契約に関する分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形の作成及び更新を行うよう努めるとともに、これらが利用されるよう努めるものとする。

## 第5 行動規範、指針及び最良の実例又は基準

遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、その業界等の実態に応じて、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成及び更新を行うよう努めるとともに、これらが利用されるよう努めるものとする。

## 第4章 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供

議定書第6条1ただし書に基づく別段の決定として、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、同条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないものとする。

## 第5章 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給

主務大臣は、我が国に存する遺伝資源について取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が的確かつ円滑に実施されるよう、独立行政法人その他の機関であって主務大臣が適当と認めるものが、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する場合にあっては、当該機関に対する技術的な助言又は情報の提供、関係省庁との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 主務大臣

第2章第3の1(1)及び(2)、第4の1並びに第5の1(2)及び2並びに前章における主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この告示は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(見直し)
- 2 この告示は、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする。  
(我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討)
- 3 議定書第6条1に基づく我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令の整備の要否については、遺伝資源の取得の機会及び利益配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、この告示の施行の日から起算して五年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

様式第1（第2章第1及び第2又は第5の1（3）関係）

遺伝資源の取得に係る報告書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

住所  
報告者 氏名 印  
電話番号

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針第2章第1及び第2又は第5の1（3）の規定により、遺伝資源の取得について報告します。

1. 遺伝資源の適法な取得に係る事項

(1) 国際遵守証明書の固有の識別記号

(2) 当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合

先住民の社会又は地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与によって当該知識を取得した。

先住民の社会又は地域社会と相互に合意する条件を設定し、当該知識を取得した。

2. 遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項

a)  報告者自らが遺伝資源を利用

b)  報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用

c)  その他（ ）

3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報

(1) 国際クリアリングハウス

報告者に係る情報

(2) 環境省のウェブサイト

（ ）

4. 報告の区分

a)  第2章第1の1に基づく報告（取得者による報告）

b)  第2章第1の2（1）に基づく報告（人の健康に係る緊急事態の収束後の報告）

c)  第2章第1の2（2）に基づく報告（人の健康に係る緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合の報告）

d)  第2章第1の3に基づく報告（輸入者等による任意の報告）

e)  第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）

備考

1 報告者が法人の場合にあつては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

- 4 1. (2)の「当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合」については、該当するものにチェックすること。
- 5 2.の「遺伝資源の利用(研究及び開発)に係る事項」については、該当するものにチェックすること(複数回答可)。今後の予定の情報の記載も可とする。
- 6 3.の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の取得に係る情報のうち報告者に係る情報について、国際クリアリングハウスへの提供を希望しない場合は、チェックをすること。また、遺伝資源の取得に係る情報のうち環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報を具体的に記載すること。
- 7 4.の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。
- 8 国際遵守証明書の写しを添付すること。ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2（第2章第1の1（1）若しくは3及び第2又は第5の1（3）関係）

遺伝資源の取得に係る許可証等に基づく報告書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

住 所  
報告者 氏 名 印  
電話番号

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針第2章第1の1（1）若しくは3及び第2又は第5の1（3）の規定により、遺伝資源の取得について報告します。

1. 遺伝資源の適法な取得に係る事項

(1) 国際遵守証明書固有の識別記号に代わり、適法に取得したことを証する情報

① 提供国	
② 許可証等の発給機関	
③ 許可証等の発給日	
④ 許可証等の有効期限	
⑤ 提供者	
⑥ 遺伝資源	
⑦ 提供者と相互に合意する条件の設定の有無	
⑧ 商業的又は非商業的な利用の別	

(2) 当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合

先住民の社会又は地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与によって当該知識を取得した。

先住民の社会又は地域社会と相互に合意する条件を設定し、当該知識を取得した。

2. 遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項

- a)  報告者自らが遺伝資源を利用  
b)  報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用  
c)  その他（ ）

3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報

- (1) 国際クリアリングハウス  
（ ）  
(2) 環境省のウェブサイト  
（ ）

4. 報告の区分

- a)  第2章第1の1（1）に基づく報告（取得者による報告）  
b)  第2章第1の3に基づく報告（輸入者等による任意の報告）  
c)  第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）

#### 備考

- 1 報告者が法人の場合にあつては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。
- 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 4 1. (1)の⑥の「遺伝資源」については、遺伝資源の学名が明らかな場合には、学名を記載すること。また、②の「許可証等の発給機関」及び⑤の「提供者」については、英語による表記を併記すること。
- 5 1. (2)の「当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得している場合」については、該当するものにチェックをすること。
- 6 2. の「遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項」については、該当するものにチェックをすること（複数回答可）。今後の予定の情報の記載も可とする。
- 7 3. の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の取得に係る情報のうち国際クリアリングハウスへの提供又は環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報をそれぞれ具体的に記載すること。
- 8 4. の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。
- 9 許可証等の写しを添付すること。ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



様式第3（第2章第5の1（1）又は（3）関係）

遺伝資源の利用に関連する情報に係る報告書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

報告者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針第2章第5の1（1）又は（3）の規定により、遺伝資源の利用に関連する情報について報告します。

1. 報告に係る遺伝資源

( )

2. 遺伝資源の利用の状況

- a)  遺伝資源を利用中である。  
b)  遺伝資源を利用していたが、現在は利用していない。  
c)  その他 ( )

3. 遺伝資源の利用の分野

- a)  化粧品  
b)  医薬品  
c)  食料品又は飲料品  
d)  植物育種  
e)  その他の製品や品種の開発 (分野: )  
f)  非商業的な目的の研究  
g)  その他 ( )

4. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報

- (1) 国際クリアリングハウス ( )  
(2) 環境省のウェブサイト ( )

5. 報告の区分

- a)  第2章第5の1（1）に基づく報告（取得者による報告）  
b)  第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）

備考

- 1 報告者が法人の場合にあつては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。
- 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 4 1. の「報告に係る遺伝資源」については、当該報告対象となる遺伝資源について、その学名が明らか

かな場合には、学名を記載すること。様式第1により報告した場合は、国際遵守証明書固有の識別記号の記載も可とする。

- 5 2. の「遺伝資源の利用の状況」とは、研究、開発、イノベーション、商業化前、商業化等のいずれかの段階にあること又はあったことをいい、a)、b)又はc)のうち該当するいずれかのものにチェックすること。c)の場合は、その具体的な状況を記載すること。なお、遺伝資源を廃棄したため利用していない場合にはその旨を記載すること。
- 6 3. の「遺伝資源の利用の分野」については、2. でa)又はb)と回答した場合、該当するものにチェックすること（複数回答可）。
- 7 4. の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の利用に係る情報のうち国際クリアリングハウスへの提供又は環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報をそれぞれ具体的に記載すること。
- 8 5. の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。